

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第4回）

氏名 堂 英 洋	所属庁・官職 横浜地方裁判所 判事補	派遣先 ドイツ連邦共和国
提出書面 平成26年4月25日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年3月3日～平成26年4月13日）		
平成26年3月3日～	バイエルン州医師会医療紛争に関する鑑定所（ミュンヘン）	
平成26年3月10日～	労働裁判所	
平成26年3月17日～	財政裁判所	
平成26年3月25日	連邦財政裁判所（ミュンヘン）	
平成26年3月26日～	ドイツ民事訴訟法学会（フライブルク）	
平成26年3月31日～	社会裁判所	
平成26年4月4日～	バーデン・ヴュルテンベルク州医師会とバイエルン州医師会の合同シンポジウム（シュトゥットガルト）	
平成26年4月7日～	行政裁判所（アンスバッハ）	
キーワード ・ 労働裁判所、財政裁判所、社会裁判所、行政裁判所 ・ バイエルン州医師会による医療紛争 ADR 手続		

平成26年4月25日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度判事補海外留学研究員

(ドイツ連邦共和国・ニュルンベルク)

横浜地方裁判所 判事補 堂英洋

報告書簡 (第4回)

前回報告書提出以降現在までの研修状況についてご報告申し上げます。

1 特別裁判所における研修

この期間は地方裁判所を離れ、特別裁判所にそれぞれ1週間ずつ滞在しました。

ドイツには、労働、社会、行政、財政に関する特別裁判所があり、バイエルン州では、労働及び社会裁判所は州の厚生労働省に、行政裁判所は州の内務省に、財政裁判所は州の財務省に属しており、これらの裁判所は司法省とは直接のかかわりはありません。したがって、それぞれの裁判官も、当該官庁に所属する公務員という位置づけで、全員が2回試験に合格した法曹であるという点は同じですが、採用や採用後のキャリア形成は個々の特別裁判所が独自に行っています。途中で別の裁判所に異動するということは非常に例外的で、各裁判官は、それぞれの裁判所での職務及び、該当官庁での勤務経験を通じて、専門性を深めて行くという仕組みになっています。ただ、これはバイエルン州での仕組みであって、別の州では、特別裁判所も含めて、全ての裁判所の裁判官が司法省に所属し、特別裁判所間での異動も一般的であるということもあるそうです。

(1) 労働裁判所

労働裁判所では、訴訟提起後できるだけ速やかに（被告からはまだ答弁書が出ていない段階であっても）職業裁判官1人による調停期日を開催し、そこで和解を試

み、それが上手く行かない場合には、名誉職裁判官を交えた訴訟手続に移行するという手続の流れを見学しました。また、弁護士強制ではない点も地方裁判所とは異なる点で、労働組合や経営者の団体の加盟者も代理人になる資格が認められていました。調停手続における和解の成立率はおよそ80パーセントと非常に高く、15分ごとに開催される調停手続期日で、次々に和解が成立する様に驚きました。

(2) 行政裁判所

行政裁判所では、難民事件、州と市との間の金銭負担をめぐる訴訟、外国人の滞在不許可決定に対する取消訴訟、警察官の懲戒手続（懲戒解雇等、一定程度以上の重さの処分については、裁判官が関与する）など、様々な手続を見学しました。

行政裁判所（社会、財政も含む）では、職権主義が採用されており、裁判官が自ら事案を調査して、当事者の主張の有無にかかわらず、適正な解決に向けて活動しているのが印象的でした。

(3) 社会裁判所

社会裁判所では、職業裁判官1名のみのErörterungstermin（事案解明のための期日）と職業裁判官1名と名誉職裁判官2名による通常の口頭弁論手続きを傍聴しました。多くの訴訟が第1回の口頭弁論期日において、和解、取り下げ、認諾で終了していることに驚きました。行政官庁側の当事者（当該官庁所属の法律家またはGehobener Dienst（上級公務員、採用後に法廷代理業務についての特別な研修を受けたものなる）に、なぜそのように簡単に和解や認諾ができるのかを聞いてみたところ、法定代理業務は独立した仕事で、上司の決裁などは不要であるから、裁判官からの提案を自分が合理的と思えば、自らの判断で和解や認諾をするだけであると言っていたのが印象的でした。

(4) 財政裁判所及び連邦財政裁判所

財政裁判所では、職業裁判官3名と名誉職裁判官2名による課税決定に対する取消処分を求める訴訟を傍聴しました。財政裁判権は、他の裁判権と異なり、財政裁判所と連邦財政裁判所の2審構造になっており、税務署への異議申し立て手

紛争解決の取り組みの様子を伺えたことは貴重な経験でした。

以上を第4回の報告とさせていただきます。

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第5回）

氏名 堂 英 洋	所属庁・官職 横浜地方裁判所 判事補	派遣先 ドイツ連邦共和国
提出書面 平成26年6月9日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年4月14日～平成26年6月8日）		
平成26年4月14日～	ニュルンベルク地方裁判所少年部	
平成26年4月28日～	ニュルンベルク地方裁判所重罪部	
平成26年5月12日～	ニュルンベルク地方裁判所刑事部	
平成26年5月20日	バーデン・ヴュルテンベルク州医師会の、訴訟前ADR 手続の期日傍聴（ロイトリンゲン）	
平成26年6月2日～	ニュルンベルク区裁判所令状部	
キーワード ・ 刑事事件、少年事件、重罪事件、令状事件 ・ バーデン・ヴュルテンベルク州医師会鑑定委員会による医療紛争ADR手続 ・ バイエرن州司法週間		

平成26年6月9日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度判事補海外留学研究員

(ドイツ連邦共和国・ニュルンベルク)

横浜地方裁判所 判事補 堂英洋

報告書簡 (第5回)

前回報告書提出以降現在までの研修状況についてご報告申し上げます。

1 刑事部における研修

この期間は再び地方裁判所に戻り、刑事事件を中心に研修しました。具体的には、地方裁判所が第一審として扱う重罪事件及び同程度の重大少年事件、地方裁判所が第二審として扱う通常の刑事事件並びに区裁判所が担当する令状事件を傍聴しました。

重罪事件で印象的だった点としては、まず、精神科医が鑑定人として、期日に最初から最後まで立ち会い、期日での被告人のふるまいを観察した上で、審理の最後に鑑定意見を表明していたことです。私が傍聴した事件は、
という殺人未遂の事件でしたが、別に被告人が従前アルコール中毒やその他の精神障害であったわけではないのに、精神鑑定が行われていた点を疑問に思い、裁判長に確認してみましたところ、このような運用は、重罪事件においては一般的なもの（むしろ、それを怠ると上訴審で破棄される事情になり得る）とのことで、殺人のような、普通の人間は犯さないであろうことをわざわざ犯す人には、何らかの特別な原因があると推測され、裁判でその原因の究明に努めるべきだという考えから、検察も捜査段階で必ず精神科医の診察を行い、裁判所もその精神科医を法廷でも鑑定人として採用するとのことでした。また、4日間審理の時

間をとった上記殺人未遂事件の評議が約30分間で簡潔に終了したことも驚きでした。

軽微事件で印象的だったのは身柄に関する取り扱いでした。一審で実刑判決を受けた前科多数の万引き事件や、麻薬所持の事件で、被告人が、身柄拘束されずに第二審の法廷に自ら現れ、原審維持の判決を受けたものの、その時点では身柄を拘束されずに、法廷から去っていく（判決が確定したのちに、刑務所への出頭の呼び出しを行うそうです。）様子は印象深かったです。万引き事案などにおいては、たとえホームレスのような被告人であっても、捜査段階で送達受取代理人（家族ないしそれ専門の福祉担当の公務員が就任する）を選任し、同代理人に期日の呼び出し状などを送付することで、身柄拘束することなく、公判への出頭が確保できるとのことでした。このような運用で、被告人が呼び出しに応じないということはほとんどないそうです。

令状事件では、捜査段階の記録に対する扱いが印象的でした。ドイツ刑事訴訟法147条2項第1文では、捜査の終結までは検察官は弁護人の記録の閲覧を拒否することができると思いますが、同項第2文では、被疑者が勾留されているときには、検察官が勾留の判断のために裁判官に提出した記録については、弁護人に勾留の適法性の評価を行わせるための閲覧を拒否することができないと規定されており、身柄拘束後の裁判官の審問（日本における勾留質問類似の制度）に、弁護士が記録を読んだ上で立ち会い（弁護士の立ち会い率は5割程度）、記録の中身（ある証人の証言内容やその信用性など）について具体的に議論していた点が非常に印象的でした。上記の記録閲覧を許す規定があるため、裁判官もその限りでは、審問において、捜査の秘密保護を考慮する必要がなく、記録の中身を具体的に被疑者に説明（防犯ビデオの画像を見せたり、証人の調書を読み上げたり）していた点も大きな違いであると感じました。

また、ドイツでの勾留理由は、主として逃亡のおそれと罪証隠滅のおそれですが、実務では、逃亡のおそれのみを認めるのが一般的で、罪証隠滅を肯定するのは非常

にまれだということでした。深夜に3人組が駅のホームで恐喝をした事案など、私であれば間違いなく罪証隠滅のおそれを認めるような事案でも、ドイツの裁判官は、罪証隠滅のおそれを裏付ける具体的な証拠がないとして、逃亡のおそれのみで勾留を認めており、考え方の違いが興味深かったです。

2 バーデン・ヴュルテンベルク州医師会鑑定委員会の訴訟前ADR手続の期日傍聴

本年4月のバーデン・ヴュルテンベルク州医師会とバイエルン州医師会の合同シンポジウムで知り合ったバーデン・ヴュルテンベルク州医師会鑑定委員会の■■■■■のお招きで、同委員会の聴聞期日（Eroerterungstermin）を傍聴させていただくことができました。

同委員会の最大の特色は、書面手続だけではなく、当事者を呼び出した上で聞き取りの手続を行う点にあります（バイエルン州医師会鑑定所では直接の聞き取りは行っておりません）。同委員会では、1名の法律家（■■■■■）、1名の経験豊富な医師（多くは内科医）及び1名の鑑定を実際に担当した医師の3名がチームとなって個々の事件にあたり、聴聞期日にも3人とも出席しています。実際の期日では、委員会から鑑定結果を説明することもちろんあったのですが、それよりも、期日の中心は当事者、特に患者の聞き取りにあるように思いました。医師の委員によれば、患者は医療事故以降、どの専門家にもちゃんと自分の話を聞いてもらえなかったという気持ちで一杯であって、委員会の期日は、そのような患者が、事故後初めて、専門家に自分の話を聞いてもらえたという納得の感情を持ってもらうということが主目的であって、鑑定意見にしたがって患者を説得するのは追加的な目標であるとのことでした。委員会は、いわば患者にとっての「嘆きの壁（Klagemauer）」の役割を果たしているそうです。

3 バイエルン州司法週間

5月19日から23日までの間は、バイエルン州司法週間にあたり、「Justiz

hautnah(肌に触れるほど身近な司法)」をテーマに、バイエルン州内の各地の裁判所で様々な催しが行われました。ニュルンベルク・フルト地方裁判所でも、囚人護送車の展示や、警察犬の仕事や逮捕術の実演、裁判官による模擬裁判や、様々なテーマの講演、裁判所のみならず弁護士会や犯罪被害者の会、麻薬中毒者の自助グループの展示など様々な催しが行われ、実際に多くの人が訪れており、面白い活動であると感じました。このような催しは毎年行われているわけではなく、前回は7年ほど前に行われたそうです。今年このような催しが開催された理由については、州の司法省の判断になるので、正確な理由はわからないが、

に対する報道等で司法に対する信頼が低下していることや、

で、一般人の司法への興味が高まっていることなどが挙げられるのではないかという推測に接しました。

以上を第5回の報告とさせていただきます。

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第6回）

氏名 堂 英 洋	所属庁・官職 横浜地方裁判所 判事補	派遣先 ドイツ連邦共和国
提出書面 平成26年9月9日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年6月9日～平成26年7月16日）		
平成26年6月9日～	ニュルンベルク区裁判所少年部	
平成26年6月16日～	ニュルンベルク検察庁	
平成26年6月24日	バイエルン司法省訪問（ミュンヘン）	
平成26年6月30日～	クラウセン・ドル法律事務所	
平成26年7月8日	ニュルンベルク刑務所	
平成26年7月11日	ニュルンベルク地方裁判所最終登庁	
平成26年7月16日	帰国	
キーワード ・ 少年事件 ・ 検察庁 ・ 弁護士事務所 ・ 刑務所 ・ 帰国準備、不要品の処分		

平成26年9月9日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度判事補海外留学研究員

(ドイツ連邦共和国・ニュルンベルク)

横浜地方裁判所 判事補 堂英洋

報告書簡(第6回)

前回報告書提出以降研修終了までの研修状況についてご報告申し上げます。

1 区裁少年部における研修

区裁少年部では、軽微な少年事件を傍聴しました。ドイツの少年事件においても裁判所調査官と同様の心理学・教育学の専門家であるJugendgerichtshelfer(少年審判補助者)が立ち会って、少年の処遇についての意見を述べます。日本との相違はこの補助者が裁判所ではなく市の少年局に所属する職員であることです。したがって、彼らのオフィスも市役所内にあり、裁判官と会うのは法廷のみで、事前のカンファレンスはありません。補助者の1人と話をしたところ、市の少年局は虐待の問題などで慢性的に多忙であり、法廷出席の時間は電話もかかってくる時間がない癒しの時間であると言っていたのが印象的でした。

少年部の部長は、Jugentareanstalt(少年懲戒所、少年が4週間を上限として刑罰としての身柄拘束を受けるところ)の所長を兼ねており、週に1回は懲戒所を訪れ、収監中の少年と面談しています。私も同行させていただいたところ、その週に審判を行って、懲戒所に行くこととなった少年と再会し、部長が審判後のフォローをする様を見ました。また、建物全体を案内していただきましたが、少年が廊下で卓球を賑やかに行っていたことが印象的でした。原則として各少年の部屋は鍵がかからず、自由に出入りできるそうです。私には、普通の学校の休み時間のようにしか見えず、日本

の少年院との違いに驚きました。

2 検察庁での研修

検察庁では、現場での犯行再現への立ち会い、法廷立ち会い、職務についてのインタビュー、押収品保管庫の見学などを行いました。私は、取り調べの様子をぜひ見学したかったのですが、ドイツの検察官は複雑な経済事件などを除いてほとんど取り調べを行わないため、見ることは出来ませんでした。ドイツでは、取り調べは警察官の仕事であって検察官の仕事ではないという考えが一般的なようです（事件数が多いため、自ら取り調べを行うことは不可能であるという話もありました。）。

3 弁護士事務所研修

クラウセン・ドル法律事務所で研修を行いました。同事務所の [REDACTED] は [REDACTED] を務めており、同事務所はニュルンベルクでも最も評価の高い事務所の一つです。同事務所では職務についてのインタビュー、法廷立ち会い、顧客との法律相談立ち会いなどを行いました。

経済事件の刑事弁護を専門とする [REDACTED] に話を伺った際は、刑事弁護人の立場から裁判官と検察官との間を頻繁に異動するバイエルン州のキャリアシステムについて批判的な見解を伺い、印象的でした（裁判所、検察庁ではこのシステムについては、相互の職務内容を理解できるなど、良い話しか聞きませんでした。）。やはり、裁判官が検察官寄りであるという印象を受けることが多いそうです。例えば、捜査段階で検察官が鑑定を行った場合には、裁判所は同じ鑑定人に法廷での鑑定を依頼することがほとんどですが、それをして中立であるといえる根拠として裁判官が言っていたのは「検察官もまた公益の代表者であり、中立な立場から鑑定人を選んでいるから。」というものでした。しかし、刑事弁護人からすれば検察官が中立であるというのは真っ赤な嘘であって、検察官が選ぶ鑑定人は検察官の意向どおりの結果を出す特定の人物が選ばれていることが多いように感じるとのことでした。

交通事件を専門に担当している [REDACTED] からは、交通事件の鑑定について具体例を交えて説明していただきました。ドイツでは交通事件においても、事故原因の鑑

定と損害額の鑑定の2種類が一般的に行われているそうです。事故原因の鑑定書では事故現場において3Dスキャンを行って、事故現場の傾きなどの形状を正確に把握した上、自動車の形状及び傷の位置をその事故現場データ上に再現して、事故原因を推定するというものもありました。3Dスキャンという先端技術を交通事故の鑑定に利用しているというのが驚きでした。

4 刑務所訪問

ニュルンベルク地方裁判所に隣接するニュルンベルク刑務所を訪問しました。同刑務所は最大2年までの比較的短い刑期の犯罪者が収監されているところであり、その処遇も、遠くない将来にいずれ社会に戻ってくる犯罪者をどのように再び社会に同化させることができるかという観点を重視しているとのことでした。

一番の驚きは、囚人に一次外出が認められていることです（囚人たちはこれを「休暇」と呼んでいました。）。素行に問題のない囚人には、週末に刑務所から出て家族や友人と過ごし、日曜日に再び刑務所に戻ってくることが認められています。また、結婚式、葬式等に出席するための外出も認められています。当然、囚人がちゃんと戻ってくるのかということが気になりますが、昨年の統計では、バイエルン州でのべ7万日の外出許可があり、そのうち逃亡したのは40件とのことでした。また、収容者の半分は外国人という点も驚きでした。

日本の刑務所よりはだいぶおおらかな雰囲気であり、刑務所内を掃除中の囚人に「ハロー」と話しかけられたことや、囚人たちが掃除の仕事の途中にコーヒータイムをとって談笑していたこと、お金があればテレビをレンタルでき、ワールドカップ観戦も可能なこと、面会室は長いカウンターに添って両側に複数の椅子が並んでおり、カウンターの中央には高さ10センチ程度の板があるだけで、面会者と囚人はキス・抱擁などの身体接触が可能なこと、以上の外出や面会の結果、刑務所内で覚醒剤が見つかることは珍しいことではなく、たとえ覚醒剤を発見しても入手先を探すことはしないことなど、1日のみの訪問でしたが、衝撃的な体験の連続であり、今回の1年間の滞在中、最もカルチャーショックを感じた訪問先でした。

5 帰国準備

6 研修を終えるにあたって

研修を終えるにあたって、州司法省の [REDACTED] 氏、地方裁判所の受入担当者の [REDACTED] をはじめ、多くの方に挨拶に赴き改めて感謝の言葉を伝えました。今回の滞在中、どこへ行っても「私は日本の裁判官だ」と言うと、皆さん一定の敬意を払ってくれ、大変親切に対応していただきました。そのような態度には、日本という国家自体やその司法制度に対するドイツ人のポジティブなイメージとドイツ人が持つ非常に優れたホスピタリティが関係しているように思いました。私も、これまでに築かれた日本の司法制度に対する信頼を損なわぬよう、今回の経験を活かして今後職務に精励する所存です。